

老朽管更新事業（第10期）に伴う蓬萊町六丁目地内ほか舗装復旧工事（その2）について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市水道事業会計規程（以下「会計規程」という。）第153条に基づき公告する。

令和7年8月26日

福島市水道事業管理者
清野 一浩

記

1	工事名	老朽管更新事業（第10期）に伴う蓬萊町六丁目地内ほか舗装復旧工事（その2）
2	工事場所	福島市蓬萊町六丁目地内ほか
3	工事概要	舗装本復旧工 車道一層式、歩道一層式 （共同施工） A=1734.9 m ² 舗装本復旧工 車道一層式、歩道一層式 （局単独施工） A=855.0 m ² ほか
4	履行期限	令和8年3月4日
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	有
①	工事費内訳書の提出	要（様式6）
7	入札参加形態	単体企業
8	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、水道事業管理者による当該工事に係る競争入札参加資格の確認をうけた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 福島市における令和7年度競争入札参加資格の認定を受けている者	
	③ 登録内容	舗装工事の登録のある者
	④ 所在地区分	福島市内に本店を有する者
	⑤ 建設業許可区分	舗装工事について、特定又は一般建設業の許可を有する者
	⑥ 技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
	⑦ 資格等級区分	舗装工事の資格総合点数が700点以上である者
	⑧ 福島市上下水道局において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑨ 工事施工実績	
⑩		破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
9	設計図書等の閲覧・貸与について	
	① 閲覧・貸与場所	福島市上下水道局 水道総務課 管財契約係
	② 閲覧・貸与期間	令和7年8月26日（火） から 令和7年9月4日（木） （ただし、土・日・祝日を除く）午前9時から午後4時まで
	③ 貸与方法	様式1：設計図書（CD等）閲覧及び貸出申込票による（先着順） 貸出日の翌開庁日午後4時まで
	④ その他	期間内に設計図書等の閲覧・貸与をされない方は入札参加申請できません。
10	質問について	
	① 質問方法	様式2：質問書により、水道総務課へファクスすること。 ファクス：024-535-1133
	② 質問期間	令和7年8月26日（火） から 令和7年9月4日（木）午後4時まで
	③ 質問に対する回答	令和7年9月5日（金）までに上下水道局ホームページへ掲載する。

11	入札参加資格の確認申請の提出について		
	入札参加資格の確認申請の提出書類		(ア)資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 (イ)提出された資料を局は無断で使うことができないものとする。 (ウ)提出された入札書・資料の返却、差替えは認められない。
	①	i 資格確認申請書	様式3：競争入札参加資格確認申請書により提出。
		ii 施工実績	
		iii 配置予定の技術者	様式5：配置予定技術者の資格・工事経歴により次の(ア)、(イ)を添付し提出。 (ア)1級若しくは2級土木施工管理技士の証明書の写し又は同等以上の資格を証明するもの。 (イ)その他必要と認めた場合、資格に関する資格証及び講習修了証等の写し。
		iv その他の提出書類	入札日において有効期限内である総合評定値通知書の写し。
	② 提出方法		窓口へ持参(郵送、電送は不可)
	③ 提出先		福島市上下水道局 水道総務課 管財契約係
	④ 提出期間		令和7年8月26日(火) から 令和7年9月8日(月)まで (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
12	入札参加資格の決定		令和7年9月11日(木)ただし、参加資格者は入札時まで非公表 (ア)競争入札参加資格確認通知書は決定後郵送にて送付する。 (イ)入札参加資格がないと認められた者は、令和7年9月17日(水)までに書面の持参により理由の説明を求めることができる。
13	入札について		
	①	入札方法	(ア)入札書の記載金額は、税抜きの本体価格とする。 (イ)工事費内訳書(様式6)を入札書と一緒に折って封筒に入れ、提出すること。 郵便、電信による入札は不可とする。 (ウ)詳細については、競争入札心得の注意事項による。
	②	入札回数	2回を限度とする。
	③	入札日時	令和7年9月24日(水) 午前10時10分
	④	入札場所	福島市役所 庁舎棟9階 902会議室 [〒960-8601福島市五老内町3-1]
	⑤	その他	競争入札参加資格確認通知書の原本又は写しを必ず持参すること。
14	入札保証金		免除
15	契約保証金		請負代金の100分の10以上の額とし、福島市上下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
16	支払条件・契約条項		約款による。
17	特約条項		
18	契約書作成の要否		要
19	火災保険の付保		設計図書等による。
20	入札の無効		本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、水道事業管理者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止中である者等入札時点において記8に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
21	入札の中止について		(ア)入札参加者が1者の場合であっても、この入札を実施する。 (イ)本件入札に関し、競争性の確保が困難と判断されるときは入札を中止することがある。 (ウ)本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22	問い合わせ先		福島市上下水道局 水道総務課 管財契約係 〒960-8601福島市五老内町3番1号 (福島市役所7階) 電話：024-535-1118 ファクス：024-535-1133